

A Study of the Cooperative Activites of Rural Society in Modern North China

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/37076 |

近代華北農村社会における 「共同関係」についての一考察

——河北省順義県沙井村の「看青」と「塔套」を中心として——

内 山 雅 生

目次

序

I 問題の所在

II 「看青」と村落統治

1. 「看青」の質的転換
2. 組織化された「看青」
3. 「看青」と村落統治の二重構造

III 「塔套」と農業生産

1. 農業生産における「共同関係」
2. 応答にみる「塔套」の一般的状況
3. 「塔套」の相互関係
4. 沙井村の社会変動

結

序

今日の中国では、「プロレタリア文化大革命」が「10年の動乱」と呼ばれ、一連の「政治的混乱」が一応収拾され、『開かれた中国』への「離陸」をすでに開始しつつある⁽¹⁾かのように見える。しかし「4つの近代化」を計ろうとする現代中国が、少なくとも「社会主義」建設の道を歩もうとするならば、かえって再検討すべき課題は累積されているといえよう。

例えば「文革」の発生と収拾の両過程に特徴的にみられた「非民主主義的

暴力的体質」をとりあげ、現代中国を「封建社会主義」と規定する考えが発表されたのも最近の事ではない。

「文革」終了後、「林彪・四人組」批判のスローガンの下、かつての「百花齊放・百家争鳴」を想起させるような動向もみられた一方、文芸作品や民主主義的諸権利要求運動に対する締付が強化され、「5つめの近代化」＝民主化がなぜなされないのか、果して社会主義建設途上にある現代中国になぜ前近代的要素が存在するのかという疑問が、苛立ちを供ってわき上がってくる。そして非民主的の前近代的要素は、いったい何を発生源としているのか社会構造的分析が求められている。

このような問題意識は、さらに1949年の「新中国」の成立とは、「旧中国」の何が変革されて成し遂げられたのか、その変革過程において何が課題として残されたのか、再考を促すことに連なる。

例えば、中嶋嶺雄氏は最近の著作の中で、「人民公社は村落共同体を変えたか」と設問し、戦前のいわゆる「共同体」理論をめぐる論争が「藪の中」に入ったまま絶ち切れて、その結果「中国における農業集団化、とくに人民公社の成立によって、伝統的な村落共同体もしくは旧中国の農村社会構造は消滅したと見なし、そこに非連続を画してしまっ、以後、議論を深めようとしなくなったこと」を批判している。

そして、続けて今日の中国を分析すれば、種々の面に「共同体原理」が伝統としての呪縛力を持ち続けていること、さらにその原理は「いわば前近代社会の『封建的』遺制としてもっぱら打破すべき対象としてのみ語られてきたが」、「反面、中国社会に適合し調和した普遍妥当性が存するのではないか」と問いかけている。つまり「共同体原理」の後者の側面である「仲間主義」に基づく「相互扶助的・防衛的性格こそ、中国社会が政治権力の変動にもかかわらず、意外にも平衡を保ってきている重要な要素であり、それはまた中国民衆の伝統的な政治不信と反権力性の源泉でもあった」と問題提起的発言をしている。

もちろん、中嶋氏の提起した現代中国社会に存在する「共同体原理」には、さらに理論的検討が必要なことは言うまでもない。

しかし、今日の中国近現代史研究における「共同体」問題は、田中正俊氏が指摘するように、「日本や西欧の村落共同体の指標の中国における存否にとらわれることなく、農民経営の再生産を媒介とする、中国に特殊的な物質的条件がなにかであるか」究明されるべきであろう。この点に留意して中嶋氏の問題提起を吟味すれば、戦前の各種実態調査等の分析を通して「共同体」

を構成する諸要素および諸社会関係＝「共同関係」を究明し、「旧中国」の社会構造を把握することが求められよう。

小稿は「汗牛充棟」の感がするといわれる膨大な実態調査の中から『中国農村慣行調査』(以後『慣行調査』と略称)を分析対象としてとりあげる。

その理由の第1は、⁽⁶⁾『慣行調査』が農民の応答をそのまま記述した「生の応答録」であるために、調査資料として相矛盾する箇所もそのまま収録されており、批判的利用が可能なこと、第2に平野義太郎・戒能通孝両氏の研究⁽⁷⁾にみられるように、「共同体」論争に関わる資料であること、第3に本調査に基づいて華北農村に社会構造的分析のメスをふるった旗田巍・福武直両氏の研究⁽⁸⁾に批判的検討を加えることを可能としてくれる原資料であると考えからである。

その限りにおいて小稿は、『慣行調査』を資料とした華北農村社会研究の一作業にすぎない。詳しくは後述するように、小稿では難解な「共同体」論に接近する一方法として、農村社会における「共同関係」に注目し、特に農民の農業生産に関する農業慣行の実態整理を試み、なぜ近代華北農村に「共同関係」が存続しえたのか、歴史的考察を加えようとするものである。

註

- (1) 中嶋嶺雄『中国』(中公新書, 1982年) 225頁。
- (2) 例えば、齋藤道彦「現代中国認識の立場と方法およびあり方について」(『中国研究』109号, 1980年2月)では、「誕生した社会主義中国は、社会主義の封建的段階、言いかえれば封建社会主義、すなわち、上部構造における封建的色彩の濃厚な社会主義と名づけざるをえない」と主張されている。尚、齋藤氏は引き続いて「ここにおいて、2つの規定的な力が働く。1つは社会主義的経済原理を核とする生れたばかりの社会主義的諸法則であり、1つは、前資本主義的諸法則、とりわけ強力な封建的慣習と意識である。この両者がいかに絡みあい、闘争しているかを解明することが、現代中国を構造的に把握する鍵ではないか」と興味深い指摘をしている。齋藤氏ほど整理されて提起された訳ではないが、同様な問題提起として、滝沢毅『中国革命の虚像』(三一書房, 1979年)は、「封建ファシヨ体制」から「社会封建主義」と、松井やより『人民の沈黙』(すずさわ書店, 1980年)は、「封建社会から一足とびに社会主義に変わった」として「封建的社会主義」と主張している。
- (3) 例えば壁新聞『探索』の指導者魏京生の裁判、白樺『苦恋』問題など。
- (4) 中嶋前掲書22-26頁。
- (5) 『発展途上地域研究——70年代日本における成果と課題』第2部地域編、中国、経済史(アジア経済研究所, 1978年)。
- (6) 岩波書店, 1952-57年。1981年復刊。

- (7) 例えば平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』、戒能通孝『支那土地法慣行序説』
 (8) 旗田巍『中国村落と共同体理論』、福武直『中国農村社会の構造』

I. 問題の所在

中嶋嶺雄氏の表現を借りれば、論議が「藪の中」に入ったまま絶ち切れてしまった戦前の「共同体」理論をめぐる論争を代表するものに「平野・戒能論争」がある。

論争の経過と背景については、旗田巍氏の「中国村落研究の方法」に適切にまとめられており、経過そのものについてあえて小稿ではとりあげない⁽¹⁾。

但し、旗田氏が提起したように、両氏の「共同体」概念の違いからくる論争のすれ違いを、中国認識の方法としてどこまで深化しえたかという視点にたつて再考してみることは、中国史研究にとって意義のあるところである。

旗田氏は「大アジア主義に反対して近代市民主義を主張する」戒能通孝氏が、平野義太郎氏の「大アジア主義」の理論的根拠であった中国の「共同体」を否定しただけで、より以上の追求をする必要性を持たなかったことについて、「中国社会の認識をどれだけ進めたかは問題である」と批判した。つまり、封建村落の組仲間の結合を、近代社会の形成の前提とみる戒能氏の論理的帰結として、中国社会の将来の発展方向がつかめないことを指摘した訳だが、旗田氏の中国認識の深化を計ろうとする研究態度には、今日においても学ぶべきことが多いといえよう。

一方、中国における「村落共同体」の実在性を強く主張した平野氏の中国社会の捉え方に無理があること、また「大アジア主義」という概念そのものにも、中国の現状認識のうえから大きな問題があったことも、もはや周知の事実である。

「村落共同体」の存否という点に限れば、既に解決済みの「平野・戒能論争」も、我々が総体としての中国社会の全構造を把握する場合には、多くの課題を残している。

このような課題に積極的にとりくんだ近年の労作の一つに、小口彦太『中国農村慣行調査』をとおしてみた華北農民の規範意識像⁽²⁾がある。

小口氏は法制史研究の立場から『慣行調査』が、「中国社会の内部からの変革的要素を描き出すことができなかつた」という限界をもつことを認めたくて、「中国革命の(否定すべき)歴史的前提=母胎を具体的に認識するうえでの一つの重要な素材を提供するものであり、伝統中国の法と国制を支

えてきた観念的土台の実態を具体的に知る手懸りを与えてくれるものであり、「中国法史研究と中国法研究の結节点的地位」を占めていると捉え、第1に地主・小作関係をめぐる規範意識を磯田進氏の所論を中心に、第2に、家族関係をめぐる規範意識を仁井田陞氏の所論を中心に、そして第3に、村落をめぐる規範意識を「平野・戒能論争」を中心に論じている。

小口氏は、「貨幣経済の滲透とそれに伴う土地の著しい流動化という客観的基盤との関連において」「華北農村社会の構成員の規範意識」は、韓非のいう「市道」的な関係を絶えず再生産する規範意識を媒介としていると、注目すべき見解を発表した。

従って氏の中国社会論によれば「戒能氏のような共同体像を採らなくとも、村落共同体不在論を首肯できる」という。

しかし、それにもかかわらず小口氏は、平野氏の「村落分析の視角の中には伝統中国法の観念的土台を認識するうえで重要な意味」が有されていたとして、平野氏の研究に注目するのである。そして「平野氏の共同体をめぐっての生ける法分析の関心の所在は民間信仰的なあるいは呪術宗教的倫理規範の側面にあった」として、「功過格」「城隍廟信仰」「先天道」を例に分析の筆を進めたのである。

小口氏がこのように規範意識構造を追究するのは、「社会主義中国社会の内部に依然として伝統的な呪術倫理規範が、一定程度存在している」と考えなければ解釈できないような具体的事例が、現代中国に存在すると認識することに他ならない。

筆者には未だ小口氏の説く韓非の「市道」的規範意識を十分に批判するだけの理論的実証的蓄積が準備されていない。しかし小口氏の語るように、我々が平野氏の華北農村社会に関する分析的研究を、「大アジア主義」という現実認識の問題性を指摘するだけで断罪するべきではなく、改めて農村社会の実態把握のうえから、「共同体」を物語るとして提示された事例を丹念に検討していく作業を必要としていることに異論はない。つまり平野氏の「共同体」研究を、社会主義中国の内部にも存在する社会倫理規範の解明のためにも、中国社会の深部を探るうえでの基礎的研究として、冷徹にみつめていく態度には賛成したい。

しかし、小口氏の論稿はあくまで華北農民の規範意識像そのものの解明を目的としているがために、必ずしも「伝統的呪術倫理規範」が存在しえる社会的基礎が果して何なのか十分に追究されているとは認め難い。当然そこには、中国社会の深部の歴史的連続性に注視するあまり、内部構造の歴史的規

定性が不十分となるという欠陥を内包している。

この点、自らも調査研究に参加し、かつ『慣行調査』を駆使して、華北村落に存続した諸慣行をすくめて歴史的に把握しようと試みたのが、旗田氏の「看青（作物の盗難を防ぐための看視制度）」の研究であろう。換言すれば、そこに旗田氏の「共同体」把握の鍵が存在する。⁽³⁾

旗田氏は「看青」を、①看青を必要としなかった時代、②個々の農家が看青した時代、③光棍・土棍の私的看青の時代、④村民協同して看青する時代に区分し、「看青の協同関係は、村落生活の安定していた時代の産物ではなく、村落生活が不安となった時代の産物である。それは個人あるいは家が団体のなかに没入し、団体が生活の単位であったような時代に成立する協同関係ではなく、すでに個々に分解したものが、不安な生活に直面して、自己を守るために、協力する協同関係である」と主張し、「種々なる協同関係の歴史性、それらの関連を見ずに、一括して協同関係の発展を論ずることは、不当である」と厳しく戒めている。

旗田氏の「看青」の歴史的発展過程⁽⁴⁾の捉え方は、さらに「看青」の境界の有無による村落の発展過程に拡大・応用される。『慣行調査』で主要調査地域とされた6か村を、時系列的に捉え直し、①看青の境界がない村である山東省恩県後夏寨および河北省欒城県寺北柴村は、同族聚居の傾向が強く、土地関係については階層分化がそれほど進んでいない、②看青の境界がある村のうち、看青夫の繩張りが確定している山東省歴城県冷水溝莊、河北省昌黎県侯家營では、同族聚衆の傾向が強く、自作農が多い。③これに対して村の看青の境界が成立している河北省順義県沙井村、良郷県吳店村では、同族関係は分解して異姓雑居の傾向が強く、土地関係では階級分化が著しく進行していると整理し、「看青」の境界が村の発展過程ではなく、村民の貧窮化・村の零落過程において成長発展したと結論したのである。

ここには、平野氏がひたすら追求した「共同体」の存在のみを問う思考方法が克服され、華北農村の社会経済史的变化の中で、「種々なる協同関係」の一系列として、「看青」を位置づけようとする研究姿勢が窺える。⁽⁵⁾

しかし、平野批判としての有効性をもちえた旗田氏の研究も、調査研究が実施されてから既に30年余を経て、直接調査に携わらなかった者も『慣行調査』を分析研究することが容易となった今日から再考すると、いくつかの不満が残る。

特に、調査に足る「治安」状況かどうかということが、その選定の基準とされた6か村をとりあげて、どこまで華北農村の発展方向を探ることができ

るのかという問題がある。当然ながら、個別調査村の構造を究明し、その特殊性と一般性を明らかにしてこそ、華北村落の発展方向に関する試論を提示することが可能となる。このことは『慣行調査』を分析対象とする我々の課題でもある。

ところで、平野批判をしえた旗田氏の問題視角は、いったいどこから生み出されたものであろうか。旗田氏が自ら『慣行調査』に参加したという自己体験からだけではなく、1950年に発表した「中国の土地改革の歴史的 성격」⁽⁶⁾の中で、中国共産党の土地改革の歴史的課題に関連して、①地主・佃戸関係に局限した従来の封建的土地所有制への批判、②古代家族的関係としての「協同関係」及び古代家族的土地所有概念の提起をして、従来の単線的発展段階論に疑問を投げかけたことと無関係ではないだろう。

「新中国」が成立した直後、無媒介的に理想的社会主義が即実現するかのよう語られていた当時の中国史研究の雰囲気の中で、鋭い問題提起をなしたこと、さらにその提起の新鮮さが30年を経た今日でも失なわれず、「文革」後ますます意味の深いものとなっていることを考慮すると、氏の華北農村社会研究の一つの基幹部ともいえる、「看青」を中心とした「共同体」「協同関係」研究を再検討することには、少なからぬ意義がある。

しかし、「種々なる協同関係」の中から、なぜ「看青」が採りあげられたのか、氏の「共同体」把握とも関わって気になるところである。この点に関して氏は次のように説明している。

「現在、華北の村落では、多数の農民を含めた団体的協同事業は少なく、とくに農業に直接関係する部面では、2・3の農家の相互扶助的な協同（換工、合夥、塔套等）があるだけで、多数の農民を集めた協同活動は、ほとんど見られない。ただ看青だけは、多くの村々において、村民の協同によって行われている。それは農業生産の面における協同でなく、作物の損害を防止するための協同であり、したがって、建設的積極的協同ではなく、防衛的消極的協同であるとはいえ、多くの農民の生活に深く結びつき、しかも広く華北一帯の村々に成立している点においても、それは、華北村落における協同関係の代表的なものである。」⁽⁷⁾

事実、『慣行調査』を通読⁽⁷⁾していくと、多くの「看青」に関する事例が掲載されているのに気づく。そして「看青」が代表的「協同関係」であることを認めない訳にはいかない。

しかし、なぜ「看青」を除いて「多数の農民を結集した協同活動」がみられないのか、またごくわずかとはいえなぜ農業生産に関する「協同」＝農家

の相互扶助的な「協同」が存続しえるのか、明確な説明がなされていないのに不満が残る。そこで小稿では「多数の農民を結集した協同活動」と農家の相互扶助的な「協同」の両者を取りあげてその関係を考察してみる。

なお小稿では、華北農村の発展方向を考察するための手順として、とりあえず対象地域を『慣行調査』I・II巻でとりあげられた河北省順義県沙井村に限定することとする。

註

- (1) 旗田『中国村落と共同体理論』（岩波書店、1973年）に所収。
- (2) 『比較法学』14巻2号、1980年。
- (3) 旗田前掲書、第6章「看青」の発展過程参照。
- (4) 同上書192-193頁。
- (5) 同上書66-67頁。
- (6) 『東洋文化』4号、旗田前掲書附録3に「中国の土地改革と土地所有の諸型態」と改題して所収。
- (7) 旗田前掲書176頁。

II 「看青」と村落統治

本章では、1940年前後の河北省順義県沙井村における「看青」の実態把握を通して、旗田氏の提起した、華北農村の零落過程において、多数の村民を結集した「団体的協同事業」である「看青」の意味を再考してみる。

ところで、ここで調査村の沙井村について簡単に紹介しておこう。

北京から古北口へ向う鉄道の沿線に順義県城がある。沙井村はそこから西方約2kmの地点にある（図1、2参照）。戸数約70、人口約400の「華北村落の一般的規模に準ずる」村である。村民は10以上の姓に分かれ、雑姓雑居している。作物として高粱、玉米（とうもろこし）、豆、落花生、粟、麦、薯を栽培している。

村民の所有地合計は、約1000畝ほどにすぎず、平均1戸あたり4畝強、1人あたり2.5畝となり、「過不足のない普通の生活をするには、1人平均5畝が必要といわれる」ことにてらせば、農民生活の貧窮状況が推察される。なお、表1にみるように、農民の大部分が零細土地所有者であり、小作地の大部分も村の公有地と村外地主の土地である。⁽¹⁾

図1. 河北省順義県 の位置

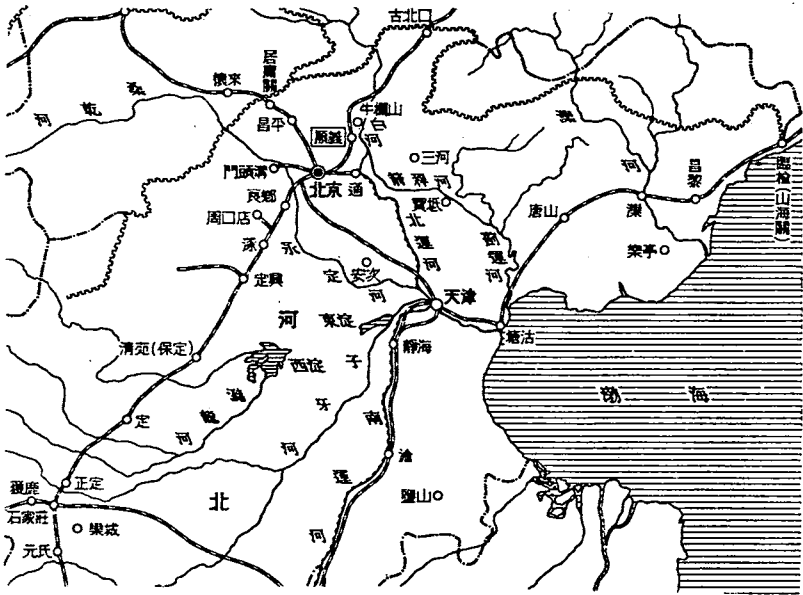


図2. 順義県全図

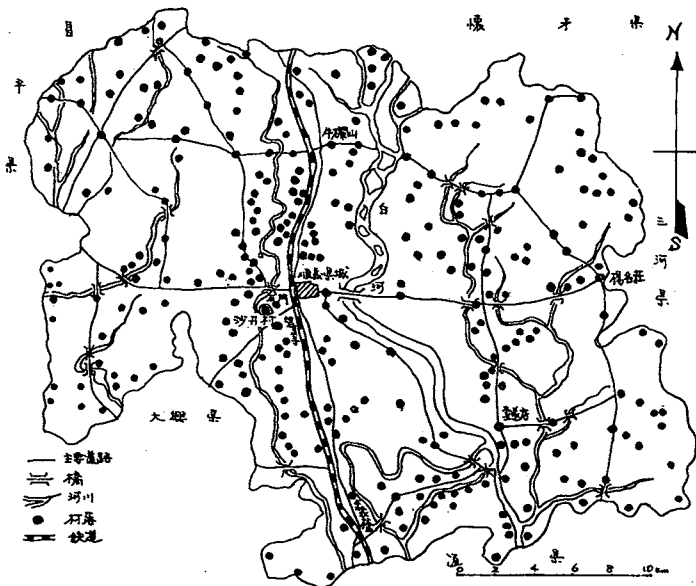


表1 沙井村戸別調査集計 (1942年3月の調査)

| 所有地畝数 | 戸数 | 総地畝数 | 経営地畝数 | 戸数 | 総地畝数 | 小作地畝数 | | | 畝戸 203.5-23 |
|---------|----|-------|---------|----|--------|---------|----|----|----------------|
| | | | | | | 地主所在地 | 外村 | 村城 | |
| 畝 | 戸 | 畝 | 畝 | 戸 | 畝 | 地 | 外 | 村 | 77.5-9 |
| .0 | 13 | | 0 | 5 | | 0 | 県 | 城 | 87 -6 |
| 1未満 | 2 | 1.0 | 1-10 | 28 | 156.1 | 11-20 | 本 | 村 | 9 -3 |
| 1-10 | 23 | 126.6 | 11-20 | 15 | 240 | 21-30 | 本 | 村 | 30 -5 |
| 11-20 | 15 | 243 | 21-30 | 10 | 261.5 | 31-40 | 出 | 典 | 4 -1 |
| 21-30 | 6 | 150 | 31-40 | 4 | 140 | 41-50 | 承 | 典 | 24.5-4 |
| 31-40 | 4 | 141 | 41-50 | 2 | 87 | 51-60 | 貸 | 付 | 16 -2 |
| 41-50 | 3 | 136.7 | 51-60 | 2 | 111.7 | 61-80 | | | |
| 51-60 | - | | 61-80 | 1 | 76 | 101-110 | | | |
| 61-80 | 1 | 76 | 101-110 | 1 | 110 | 合 計 | | | |
| 101-110 | 1 | 110 | | | | | | | |
| 合 計 | 68 | 984.3 | | 68 | 1182.3 | | | | |

『慣行調査』I巻76頁より引用

1. 「看青」の質的転換

旗田氏によれば、「看青」の発展過程を考察するにあたって、清末の「青苗会」の成立が一つの画期になるという。事実、清末から辛亥革命を経て中華民国成立後、村民がいかなる村落統治機構⁽²⁾の中に組みこまれていったのか、20世紀初頭の農村レベルに視点を置いて社会変動を考察する際、「青苗会」の構成と機能に注目せざるをえない。

限られた応答資料から、「青苗会」成立前の沙井村の「看青」を概観すると、「看青夫」(直接「看青」を担当する見張人)は、旗田氏の語るように「光棍・土棍といって貧しく独身で、腕の強いナラズ者」であった。

例えば1942年の調査時、すでに56才であった趙紹廷⁽³⁾は、1912年に順義県城より移住してきた農民であるが、「私の小さい頃には、看青的(=看青夫、引用者)は匪賊のように悪い人で、見張りしながら盗んで食べた。彼を光棍といった。光棍は独身者で喧嘩をしたり、打官司(裁判沙汰)を(起こ)したり何も恐れなかった」と「看青夫」のもつ暴力的性格を強調している。

しかし、村の「司賬」⁽⁴⁾であった杜祥は、「青苗会」のできる以前の「看青」について、「村の貧乏人が短工にも行けない場合、看青的とし、秋になって柴草をやったり小銭をやったりした。貧乏人は足を折ったりして短工も出来ないような人なので、村民が看青的にした」と答えている。むろん負傷して本来の仕事に従事できない「短工」と、「光棍・土棍」を同列に並べて論じ

ることはできないが、ここに「看青」のもつ別の側面、つまり村民を抑圧し、村民に対立するのではなく、むしろ村民と共存協働できることも存立条件の一つであったと考えられる。

つまり「青苗会」成立以前においては、貧乏人の中で腕力の強い者が、耕作者によって直接私的に雇傭されていた訳だが、前述の趙と杜の応答を総合して検討すると、「光棍・土棍」とよばれた者をも含め、「看青」には一種の貧民救済策的性格が内包されていたといえよう。

ところで、「光棍・土棍」や貧乏人を雇っても、耕作者は自らも見張りをする「散看」を実施しており、いわば二重の「看青」がおこなわれていた。一面「光棍・土棍」のような腕ぶしの強いならず者を「看青夫」として雇傭すること自体が、防衛的效果をもたらすが、他面使用者たる耕作者は「看青夫」の「看青」たる行動に充分な指揮・監督を実施できず、具体的規制を加えることもままならなかった。仮りに「光棍・土棍」に収穫物の一部をごまかされたり盗まれたとしても、村民の多くは自己の生活の「平和と安定」を保ち、村落秩序の維持を計ることを優先しなけりなかつた。

しかし「光棍・土棍」による不都合な「看青」を黙認することへの不満・恐れは、やがて本来の盗難防止という目的を純化させることを促進していき、「青苗会」を作り「看青」を組織化しようとする動きを発生させた。その際、貧民救済的要素も含みこまれていったと思われるが、組織化は一方で組織された機能の中枢を誰が握るかという権力問題に転化していく。旗田氏が語るように、「会首」によって運営される「青苗会」は、「私的看青」を止場して、村民の「団体的協同事業」に発展しえた訳だが、その際の「協同」の内容とその運用が問題となる。⁽⁶⁾

2. 組織化された「看青」

沙井村の「看青夫」李注源は、1942年、すでに47才に達しているものの、未だ妻帯せず、わずか4畝しか所有しない貧農であり、80余才の老母を養う身であった。彼は「看青夫」として年2回、つまり「麦秋」といわれる「忙種」から夏至までの半月間と、「大秋」といわれる立秋から霜降までの2か月半、一晩に3回、「村公所」から支給された棒をもって見まわりにでかける。⁽⁷⁾彼の管轄区域(青圏)は、沙井村民の耕作地を中心とするが、石門村・望泉寺村民の土地をも見まわりしている。⁽⁸⁾

沙井村々長の楊源によると、「看青夫」は「青苗会」の会議で「会首」が相談して決定するが、「看青夫」の助手は「看青夫」自身が勝手に任命でき

るといふ。事実、李注源も10畝ほどの土地を所有する41才の農民李樹林をその手下としている。そこに旗田氏の言う「光棍・土棍」的側面の残存を見ることができるといふのかどうか別として、実際の見まわりおよびその計画は、当事者としての「看青夫」の判断にまかされていたらしい。

しかし、李注源によれば、「看青夫」が盗人を捕えた時、自分で処罰することはできず、ともかく「村公所」に連行し、翌朝村長および「会首」の判断にゆだねなければならない。また、盗人を捕えることができず、村民に被害をおよぼした場合には、「看青夫」は9月末「看青」が終了すると、「青苗会」からの報酬の中から賠償金を払い弁償したという。だが2年後の1942年の再調査時に、使用者である村長楊源は、作物が盗まれた時、「村公会」が弁償するので「看青夫」にその必要はないと答えている。わずか2年の間に、保障制度が改善され「看青夫」の個人負担が撤廃されたのか、判断に苦慮するところだが、応答の中に務めて「村公会」に対する柔順な姿勢を表明しようとする李注源と、村落行政における「村公会」の役割を強調し、あわせて自らの行政能力をも誇示しておこうとする楊源の応答を考慮すると、「看青」が村落行政の一端として位置づけられていることが理解される。

「看青夫」に対する報酬は、「青苗会」が成立してから、会が耕作者から一括徴収して「看青夫」に支給されるようになった。しかし、「看青」終了後「看青夫」が、直接耕作者から玉米や高粱の穀などの作物稈を授与されることもあり、この点旗田氏の語る「昔の私的看青の名残り」として考えることができる。

李注源によると「看青夫手当」は、1940年に50元、前年50~60元であったが、これだけでは家計収入としては不足と見え、40年には南法信にある梅溝営の劉如洲の土地10畝を40元で小作（租種）し、さらに仁和鎮に石門村の劉万祥の土地10畝、沙井村に張文通の土地8畝を借り、小作料は収穫後現物を折半すること（夥種）とし、西瓜を栽培してこれを売却している。

3. 「看青」と村落統治の二重構造

民国期いかなる過程をへて、村落統治機構の確立がなされたのかという問題を設定すれば、まず清末の「青苗会」の成立を画期として、村落に「青苗会」のリーダー、つまり後の「村公会」の「会首」を中心としたいかなる支配構造が成立したのか、第2に清末から民国初期の政治変動の中で、村落にとっての上部支配機構、例えば省権力なり国家権力といかなる関係をもちえたのかという研究課題が、立ちはだかっている。しかし、小稿はあくまで村落

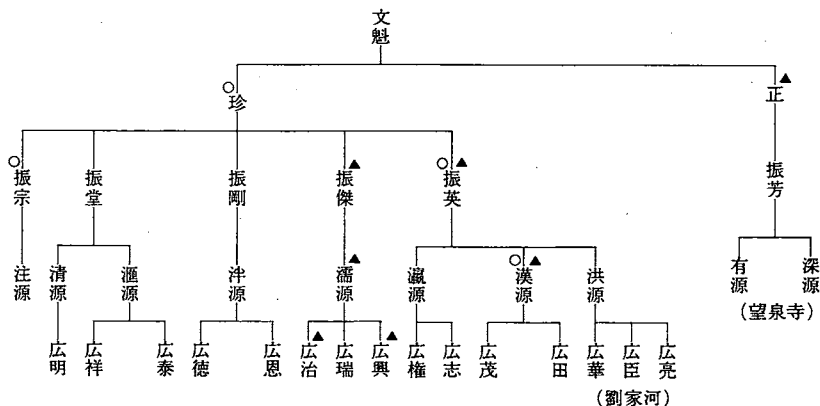
レベルでの農民の「共同関係」についての具体的事例を、『慣行調査』という限られた調査資料に依拠して解明することを、当面の目的としており、行論の関係上、上記2つの課題を追究することは別稿に譲らざるをえない。

さて、前節において華北の一農村たる沙井村でも、「看青」の組織化が「青苗会」の成立を期に進展したことを確認した。そこで本節では、組織化された「看青」が、なぜ多数の村民を結集した「協同事業」として1940年前後に現出したのか考察してみる。

そこで前節でも簡単にふれたが、沙井村の「看青夫」である李注源について改めて検討してみる。

図3は応答より作成した「李家の系図」である。まず、沙井村では清末から民国初期にかけて、李珍・李振英・李漢源さらに李振英の弟李振宗が、代々村長に就任していたこと、第2に、李珍の父李文魁は200畝の土地を所有

図3 李家の系図



(○は村長 ▲は会首経験者)

『慣行調査』I巻116-118, 122-123頁より作成

していたが、李珍と李正が分家する際各100畝となり、さらに李珍の5人の子が分家するにあたり各20畝となったこと、第3に、李家の中に「会首」を務めた者が多いこと、特に李注源の従兄にあたり現「会首」である李濡源は、本村において有数の土地所有者の一人であり、村民の信望を集めている人物であること、第4に「看青夫」となった李注源は、旱害や水害で土地を手離しつつあった父振宗の死にあたって、9畝を李濡源に売却したことが理解される。

「看青夫」李注源は、1942年にわずか4畝の土地しか所有しているにすぎないこととあわせて再検討すると、彼は少くとも本村においては、単なる腕ぶしの強いだけの貧農ではないことが明らかとなる。李家という同一族内で何回かに渡る均産分割を経過するうち、土地を集積することができた李濡源と、所有地を売却するなかでかろうじて生活を維持してきた李注源に代表される2方向に分解が進行したのである。

従って旗田氏の言うように、李家全体としては「家系の威力」が失われつつあり、同族的支配力は弱体化傾向にあるものの、かえって「街坊の輩」にみられるように、異姓族間へも家族的結合が拡大し、李注源の没落にある種の歯止めがかけられているかのようにみえる。

つまり「村公会」に結集する「会首」にとって、村内でのその生活を存続させる必要があるとされた李注源を救済し、その生活収入の一部さえ保障しようとする意図が、彼の「看青夫」任用に大きく関与していたと考えられる。

ところで、李注源の応答によれば、彼は「看青」に従事するうち、「誰の土地がどこにあるか全部分る」ようになっていた。年に2度、「麦秋」と「大秋」の際に、「村公会」は村に課せられた「攤款」を村民に割りあてて、その基準となるのは所有地および耕作地面積である。1940年前後の農村経済の変動の中で、土地売買も盛んにおこなわれていたと考えられるが、李注源は毎日の見まわりによって、土地所有および耕作状況の実情を、村内では「会首」よりも早くかつ最も適正に把握していたといえよう。

従って一般村民にとって「看青夫」李注源は、自分達の耕作地を見まわらせるために「村公会」が雇った使用人というだけでなく、むしろ蔑ろにできない存在であった。李注源は単に腕ぶしが強く、肉体的暴力を行使しえる男であっただけではなく、「村公会」＝「会首」による村落支配の基幹の一部を担っていた。

事実彼の威圧感は相当なものであったらしい。というのも、彼はもと「屠宰税」の取立の下請（小包税とよばれていた）をしていたから、村民も一目をおいていた。1936年まで「包商」の請負いは「村公会」が担当していたが、その後の3年間、沙井村のみならず隣村の石門・望泉寺両村からも依託され、脱税して羊や豚を殺す者を摘発し、税をとりたてていた訳である。旗田氏によると、この仕事はスパイのようなもので、村民から嫌われるため相当荒い人でないと務まらないという。

以上述べた「看青夫」李注源の諸側面を考慮すれば、旗田氏が「青苗会成立後も、昔の性質が多分に残っている」と指摘されたこと、つまり第1に貧

乏人であり、第2に喧嘩でもやりかねない若い人間であるという「看青夫」のもつ古い性格、換言すれば「看青夫」にそのような古い性格を必要とする「看青」の限界に対して、「看青夫」の持つ別の側面、つまり「青苗会」＝「村公会」＝³⁰「会首」の支配下にあるが、単なる使用人として仕事を分担するのではなく、むしろ「会首」＝村落の指導者に近い社会的存在として、「会首」を中心とする村落統治機構を支える役割を担っていたという新しい側面に注目せざるをえない。

従って民国成立後の「看青」は、一面腕ぶしの強い貧民を「看青夫」として取り込み、貧民救済的性格を保持しながら村落防衛を成り立たせていただけでなく、他面「会首」を中心とする村落統治機構の維持・強化を計っていた。「村公会」も従来のように、一般村民を結集して「共同防衛」を実施するという「看青」の理念を提示しながら、その実「会首」を中心とする「自生的な伝統的自治組織」による村落統治の再編強化を画策していた。日本軍による華北地方の占領支配下にあつて、「会首」達も「村公会」の村落統治策を踏襲していた。

「看青」は村民の貧窮分解のより一層の進展の中で、さらに応答に登場する「匪族」の活動が、どこまで抗日勢力と結合しているのかここでは早断できないが、事実問題として増大している「治安」の悪化の中で、そして後述する村民の出稼ぎや小作制に特徴的にみられる村落社会の変質の中で、まさに歴史的産物として存立しえた慣行であるといえよう。

しかし、「看青」にみられる「村公会」中心の村落統治機構は、むき出しの暴力的装置のみでは維持されえず、ここに従来より村民の多くを結集して実施された「団体的協同事業」という外衣をまとい、村民に「共同関係」によって存立しえるのだというコンセンサスを授与してこそ、その役割を果たしたと考えられる。当然ながらそこには、ドラスティックな支配隷属関係ではなく、村落構成員という仲間意識を紐帯として成立しえる重層的構造ともなった支配関係が存在するのである。

註

- (1) 『慣行調査』I巻75-76頁。「河北省順義県沙井村の概況」参照。
- (2) 旗田巍『中国村落と共同体理論』188-191頁参照。なお「看青」と「税金取立」の二面の役割をもつ「青苗会」は、民国以後、県の命令により、「村公会」「村公所」と名称を変えたが、その実体は「青苗会」の延長であるという(228頁参照)。
- (3) 旗田前掲書、209頁。

- (4) 『慣行調査』I巻186頁。
- (5) 同上書I巻180頁。
- (6) 旗田前掲書, 188-193頁。
- (7) 『慣行調査』I巻186頁。
- (8) 同上書I巻120頁。
- (9) 同上書I巻106頁。
- (10) 同上書I巻206頁。
- (11) 旗田前掲書, 209頁。
- (12) 『慣行調査』I巻120頁。
- (13) 同上書I巻206頁。
- (14) 同上書I巻119頁。
- (15) 旗田前掲書210頁。
- (16) 『慣行調査』II巻2頁。
- (17) 同上, 但し130畝を所有する張文通は「長工」を使った自家経営をおこなって, 小作に出していないとしばしば応答しており, たとえ夥種型態をとるにしても, 証言に若干のくい違いがあると思われ, 今後の検討課題の一つとなる。
- (18) 具体的作業として, 沙井村における「会首」を中心とする支配構造を究明することが可能かと考えている。
- (19) 『慣行調査』I巻122-123頁。
- (20) 同上書I巻118頁。
- (21) 旗田前掲書255頁。
- (22) 『慣行調査』I巻119-120頁。
- (23) 旗田前掲書255頁。
- (24) 同上書125, 170, 260頁。同族関係とは別に, 同族でない村民間に用いられる世代式親族呼称のこと。旗田氏は同様の擬制的親族関係は秘密結社の中にも成立しているが, 公的な面に力を及ぼしえるかどうかという問題については「現在のところその事実は在しないように思われる」としている。ともかく同族を越えた人的関係において結合を強化しうることは認めても良いと思う。
- (25) 『慣行調査』I巻120頁。
- (26) 「攤款」については, 旗田前掲書267-270頁を参照。
- (27) 『慣行調査』II巻416-417頁。なお, 「村公会」が請け負っていた時, 未徴収分は会が負担していたが, 李注源が引き受けてからは, 「個人の仕事だから皆が出す」という。また, 「村公会」の時には豚1匹について30銭が徴収されたが, 李は「民国27年初めあらゆる物価が高くなったから」として, 95銭に値上げしている。調査員の一人だった小沼正氏は, その値上げ額の高さに驚いて李に再質問しているが, 李は「順義県城内では, 利益をみこんで1圓(元)80銭であるが, 村の公益のためにひきうけ, 金をもうけるつもりがない」と平然と主張している。公僕としての自己の活動を強調する李の姿勢には, 果してなぜ村の公益という言葉を使うのか, 新たな疑問をいだか

せるものがある。

- (28) 旗田前掲書230頁。なお『慣行調査』VI巻昌頭に調査員と農民の写真が掲載されている。その2頁右側2段目に「順義県沙井村公所にて(会首諸氏と調査員)」と解説された写真がある。前列右端の偉丈夫が李注源だという。
- (29) 旗田前掲書209頁。
- (30) この限界とは、危険な人間を平素から手なずけるという点において、旗田氏の言う「青苗会の限界」(前掲書209頁)を意味する。

III 「塔套」と農業生産

1. 農業生産における「共同関係」

本章では、旗田氏の言う「多数の農民を集めた協同活動」としての「看青」とは違って、「2・3の農家の相互扶助的な協同」としての「塔套」をとりあげ、それがなぜ「看青」のように「多数の農民」を組織化しえないのか、逆にたとえ2・3の農家の間とはいえ、なぜ相互扶助的な型態をとって存立しえたのか考察するものである。

しかし、華北農村に存在する「相互扶助的な協同」は、「塔套」だけではなく、「換工」とか「合具」といった農業慣行も存在した。そこで本節では、華北農村の農業生産における「共同関係」の一般的概念について整理しておく。

戦後直後、『慣行調査』の原本である『北支慣行調査資料』を駆使して、『中国農村社会の構造』を発表した福武直氏は、華北農村の「農耕上の協同」についてまとめる中で、⁽¹⁾「換工」は「幫工」ともいわれ、「先づ賃銀を出して雇傭せずに助力をうけその助力に対して同じく無償で労力を返す」ことであり、「常に同一の家同志に限定されるのではなく、機により必要に応じて助け合ふ」ものであり、「自然換工する家は定って来る」が、「固定するとは限らず、又通例二・三家程度に止り、それ以上の多数の家が協力する一つの組織となることはない」という。

これに対して「塔套」⁽²⁾とは、農繁期に役畜の不足を補ぎなうものであり、「一頭しか所有しない農家が同様な条件の農家と相互に融通し合ひ共同に耕作するという協力の仕方」であり、他に「一定の家が農具の貸借をお互にする合具といふ様な協力」もあるという。

福武氏は以上のような概念規定に⁽³⁾続けて、

①「換工」の型態は、労力補充の方法として農村に普遍しているが、雇傭型態をとる方が「優越しているかの如く見られる」。それは「換工」が「非合理的な親密なる協力感情を前提として始めて起り得るのであるために、打算的合理的傾向のあるところには行はれ難いからである」。

②「塔套」も2・3の農家間におこなわれ、組織化することはない。また沙井村の聴取における「金持ちと貧乏人の間に行はれる」というケースは「応答者の考へ違いであろう」と断定し、「耕作畝数其他の条件が略相等しい農家間に成立するので、同族や隣人の間に生ずるものとは限らない」とまとめている。

氏の説明における⁽⁴⁾問題の第1は、「作物の看視防護」(「看青のこと」)が組織化されているのに対し「農耕上の協力組織は意外にも低調で殆んど取上げるものがない」と語られたことと関連するが、氏の脳裡にある「農耕上の協力組織」とは、「打算的合理性を超えた非打算的な協力を要するもの」であり、日本の「ゆい」を規範としていることである。

第2の問題は、「塔套」が「同様な条件」とか⁽⁵⁾「条件が略相等しい」農家間に成立するという点にある。このことは第1の問題とも関連して、中国社会には日本の村落にみられるような「共同体的結合」の強さを物語る「非合理的非打算的な親密なる協力」関係がみられないという氏の結論を導いてくる。

そこで小稿でも、農民のいかなる側面に「打算的合理的傾向」をうかがえるのか、また華北農民には果して「非合理的非打算的な親密なる協力感情」がないのか、さらに「打算的合理的傾向」は「共同関係」成立の阻害要因となるのか、あわせて検討し、農業生産における共同労働の意味についても考察してみることにする。

2: 応答にみる「塔套」の一般的状況

『慣行調査』I・II巻の中には、「塔套」に関する沙井村民の応答が数多く収録されているが、⁽⁶⁾「塔套」が村落を単位として組織されている訳ではなく、2・3の農家の個々の関係として存立しているという現状に規定されてか、各応答者の「塔套」そのものの捉え方にも差異が生じている。

そこでまず個々の応答を並列化して、「塔套」の一般的存在状況を整理し、実態把握にあたっての問題を検討し、次節で各応答の相互関係を明らかにすることとする。

なお「塔套」に関する個別の応答の多くは、村長の楊源、「会首」の楊潤・

張永仁、「司賬」の杜祥、村民吳殿臣・趙廷奎、「看青夫」の李注源（以上沙井村に居住）および小学校教員劉悅（隣村の望泉寺に居住）の応答であり、『慣行調査』の調査資料としての性格を反映して、調査範囲が限定されているという問題点を残している。しかし、応答が多く収録されている『慣行調査』II巻の小作篇では、「先ず⁽⁷⁾村内有識者数人について村内全戸の戸別概況調査を行い」、その後「小作関係のある農家のみについて親しく小作事項に関する戸別調査」を実施するという調査方法がとられ、該当村民に直接「塔套関係は如何」という形で質問されていること、「新民会」の調査結果との差異を注記していることなどを考慮すると、比較的客観的な実情把握が可能であると思われる。

まず「塔套」についての語意の由来について、「繩を鎖型に結びあわす」⁽⁸⁾（応答者劉悅。以下同様に応答者名を記す）とか「驢馬の体をつなぐ繩を套」といふ。塔は互いに交わること」（吳殿臣）という応答があり、語意に畜力の共同使用という概念が含まれている⁽⁹⁾と考えられる。

既に清末光緒年間に存在していたという農業慣行としての「塔套」は、「播種」収穫という2回の農繁期に「各自の畑を輪番に共同耕作すること」⁽¹⁰⁾（吳殿臣）「労力を出して助け合うこと」⁽¹¹⁾（劉悅）、「専ら農業労働についての相互扶助」⁽¹²⁾（楊源）という大まかな概念規定がなされている。

しかし、相互扶助の対象となる農業労働の範囲についてさらに検討すると、「2戸の家が互いに貧乏で驢馬がないというような時に共同して買って使うことをいふ、驢馬に限らず種地の時等互に助け合う、又短工を雇うような時にも2戸で金を出し合つてすることあり」⁽¹³⁾（張永仁）、「（塔套は農事に関する場合だけではなく）一般日常生活の場合にもある」、「農具は高い物でないから（共同購入せず）各自が買う」⁽¹⁴⁾（劉悅）、「一般には互いに役畜を無料で貸し合つたり、共同して農具を買い合つたりするのが本来の塔套である」⁽¹⁵⁾（杜祥）というように、各応答にみられる実情把握には開きがある。（この点次節で検討する。）

また、「塔套」関係の契約も、ほとんどが口頭契約であり、「事実上の扶助がなくなると中止する」⁽¹⁶⁾（劉悅）という緩やかな規制を伴ったものであった。

さらに畜力交換の発生理由について「（農繁期）驢が不足なので、村民の大部分が塔套している」「（村民の中で）しない人は3分の1。する人は3分の2」⁽¹⁷⁾（杜祥）、「木村の人は大抵貧しくて驢馬1匹しかない。耕作には1匹では足りないから驢馬をもっている人を探し2人で2匹の驢馬を共同して使う」

「(農民の)甲が大車と驢馬1匹、乙が驢馬1匹で塔套することがある。1匹では大車を引けないから」「相手が大車を使う場合、大車を引く人が要るからその労力を驢馬1匹出している人が出す。車を引ければ自分で行って引くが、引けない場合は短工を雇って出す」「(塔套している場合、役畜の使用法には)2つの方法がある。1つは今日甲が使うと乙が明日使う。(他の)1つは2人とも一緒に行って土地の区別なく耕す」(楊潤)という応答から、農繁期の労働力不足、さらに運搬および耕作に関する農業生産型態自体も関与していることが推察される。

従って単に役畜の貸借にとどまらず、人力提供も含めて「塔套」関係は、農業生産力の維持強化のうえから必要不可欠の農業慣行であったことが窺える。

では個別農家にとって、「塔套」相手となりうる農家とは、いかなる関係を持ちうる農家であるのか。この問いに対する回答は、前節の福武氏の概念規定とも関連して、個々の応答を検討する必要がある。

例えば

①「親族・同族・朋友の間です。全然知らない人の間ではしない」(楊潤)

②「親しい者ならば同族でなくても可。隣に住むことも条件ではない」「金持間には塔套せず。金持と貧乏人と組む」(劉悦)

③「(昔の塔套は)同族間が多かった。それは今も変らぬ」「(昔の塔套は)金持と金持、貧乏人と貧乏人」「今も大体そうだ。土地が大体同じ位ある家と家」(吳殿臣)

④「(外村人と塔套することは)しない。遠くて不便だから。塔套は近くに住んでいる人でないと出来ない」「(同族の中の塔套は異姓間よりも)多くはない」「(金持と金持、貧乏人と貧乏人が塔套することは)ない。貧乏人は土地が少いから塔套しなくてよい」(杜祥)

⑤「昔は近い親族の間に於て長期の塔套が行われた。現在は外族の者と塔套すると短期の場合が多い」(金持と貧乏人の塔套は)ある」(農家は除草の時)短工を雇う。短工を雇わぬ時、塔套の者が助け合う」(楊沢、張永仁、杜祥、趙紹廷)

という5つの応答を比較してみると、

第1の論点として、まず「親しい者」同志であることが「塔套」の必要条件であると理解されるが、その対象範囲は同族に限定されるのかされないのかということ、

第2の論点として、個別農家の経済状況が関与するのかわらないのか、関与するとすれば、経営規模の同等な農家間の相互扶助か、経済状況に格差の存在する農家間の救済処置かどうかということが、うかびあがってくる。

特に⑤の応答から、「塔套」という農業慣行それ自体に歴史的变化が生じていること、しかし当然のことながら各応答では、自己の証言を歴史的に位置づけて発言している訳ではなく、あくまで自己の関与する個別事例を一般化して説明している。このことが各応答間に状況把握の違いを拡大していると思われる。

3. 「塔套」の相互関係

各応答者によって実情把握が異なるため、応答の客観化を計る一方法として作成したのが、図4である。なお表2は、応答より沙井村における牛・馬・騾馬・驢馬等の役畜についてまとめたものである。

表2 沙井村の役畜 (1940年11月～12月の調査)

| 役 畜 | 頭 数 | 価 格(元) | 用 途 | 可耕面積(畝) | 飼 料 |
|-----|-----|---------|-----|---------|-------|
| 牛 | 1 | 200～300 | 労 役 | 50 | |
| 馬 | 2 | 300 | 〃 | 50 | 乾草、豆粕 |
| 騾 馬 | 2 | 450 | 〃 | 50 | 〃 |
| 驢 馬 | 25 | 170 | 〃 | 20 | 〃 |

『慣行調査』II巻65-66頁より作成

表2から、全頭数を合計しても全戸数約70戸の半分にも満たないほど、役畜の絶対数が少ないこと、さらに可耕面積の大きい牛・馬・騾馬に対して、購入価格が安いという利点をもつ驢馬が好まれて使用されており、農業生産力の低さが窺える。

表3は、『慣行調査』II巻小作篇の「戸別概況調査」の中で「塔套」をしていないとされた農家名の一覧である。しかし、農家によっては「塔套をしているのか」という質問がなされず、状況が適格に掴めないもの、さらに補完調査の「戸別調査」の中で「塔套」の相手とされた農家についても、「塔套していない」と矛盾した応答がなされたままに記述されているものもある。これは表3作成の基礎となった「戸別概況調査」(1940年11月～12月)および補完調査(1941年3月)が、「会首」の楊沢・張永仁、「司賬」の杜祥、村民の趙廷奎および「看青夫」の李注源の応答に基づいたため、実際に運営

表3 沙井村の非「塔套」農家

| 甲 | 塔套なしの農家 | 質問されなかった農家 |
|---|-----------------------------------|----------------------|
| 1 | 李濬源, 李広徳, 李注源, 張守俊, 劉福 | 李広田, 李季芳, 張慶善, 劉珍崇文起 |
| 2 | 張樹林, 王悦, 李樹林, 李啞叭, 趙文有, 耿士成, 王喜 | 李祥林, 李強林 |
| 3 | 楊黃氏, 楊永瑞 | 張永仁, 張韓氏, 邢尚徳 |
| 4 | 杜復新, 楊明旺 | 柏成志, 王升, 楊紹増, 楊潤 |
| 5 | 楊升, 張珍, 孫有讓, 傅菊, 蔣成福 | 楊正, 張林輝 |
| 6 | 劉張氏, 杜欽賢, 劉長貴, 劉長春, 張麟容, 張文通, 杜林新 | 張麟富 |

本表は1941年11月～12月に実施された「戸別概況調査」(Ⅱ巻小作篇1頁～58頁)で「塔套をしていない」とされた農家と「塔套に関する質問」をされなかった農家の家長名をまとめたものである。

なお他の証言によって「塔套している」とされた農家名の下に〰〰〰をつけた。

機能している「塔套」関係との間に誤差が生じたためと思われる。

また図5は、図4にまとめた「塔套」農家の相互関連を居住地域に重ねたものである。隣助関係としての「塔套」が、農家間の隣家関係および保甲制といかなる関連性をもつのか考察するために作成した。

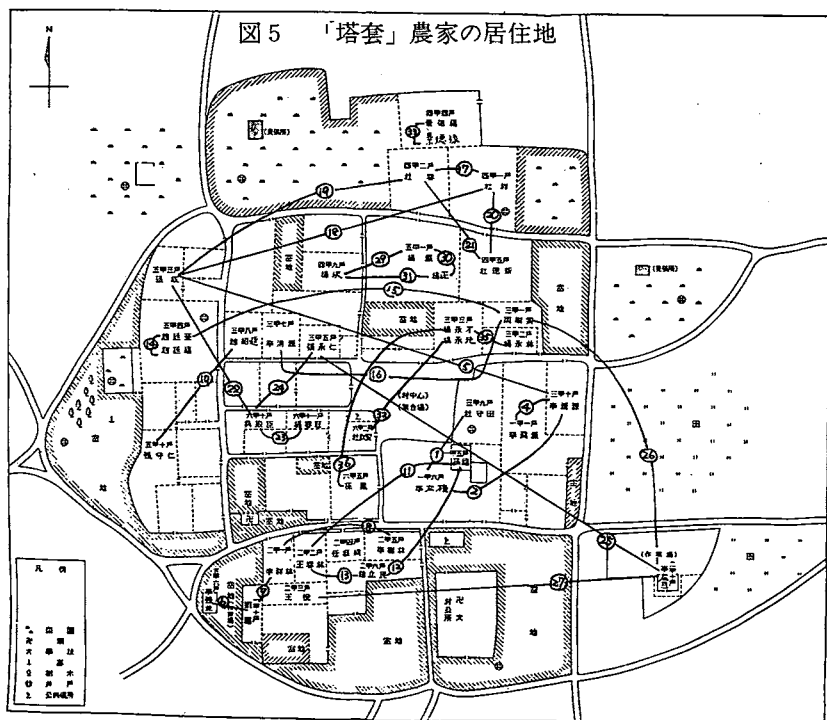
ところで次に沙井村における「塔套」の相互関連についてまとめてみよう。

表3に示されたように、調査時(1940, 41年)に「塔套をしない」と答えた農家が存在する一方、図4から理解されるように、沙井村全戸数の半数以上約40戸が、何らかの形をとって「塔套」に関わっていたと判断される。

むろんそのような断定の背景には、低位な農業生産力しか保持しえない村民にとって、「塔套」による農業生産の維持はいかなる意味をもつのか、さらに「塔套」を必要としない農家には、いかなる再生産の道が残されていたのか究明することが求められるが、行論の関係上、まず「塔套」農家における結合方法について整理してみる。

本村においても楊・張・李・杜・趙・孫などの同族が存在する。図4の点線で囲まれたグループは、そのような同族結合を基礎としていると思われる小集団である。

しかし、村長楊源と「会首」の楊沢・楊正および景德福・景德禄を除いて、他の5つのグループは、同族結合だけで成立している訳ではない。つまり同族構成員の一部に、他の社会関係による新たな結合が形成されており、同族



結合が唯一の決定要因とはいえない。

さて、村民の多くは村内に「塔套」相手を求めているが、図4には4人の他村人が含まれている。

しかし、二宮村の郭鳳庭は小作人李滙源の地主であり、同様な関係は李広恩の地主である劉家河の劉玉にもあてはまる。一方、⁶⁹ 県城で砂糖玉屋を経営する楊克正は、懇意にしている楊永林を「長工」として雇傭したことがあり、現在では永林の子を「夥計」（手代）として雇っており、南法信の張宝祥は⁷⁰ 孫鳳の親戚にあたる。

むろん数量的に⁷¹ 判断しても、これら他村人との間に成立した「塔套」関係は、同一村民であるという条件を完全に否定しえるものではない。しかしわずかとはいえ、このように村落の枠を越えた関係が成立しうる状況にあったということは、注目に値する。

次に果して各農家の経済状態が、成立条件となりえるのかという、前述の福武氏の規定に関わる問題の検討に移ろう。福武氏は「塔套」の成立条件と

して、「耕作畝数其他の条件が略相等しい」ことをとりあげ、「同族」や「隣人」が決定要因とはならないとした。

しかし、図4には所有面積・耕作面積・農具役畜の保有状態等の条件しか示していないが、経営規模の均等な農家間に成立するケースはむしろ少ない。ほぼ同程度の農業経営力を持つと判断できるのは、張守仁と趙紹廷(⑩……図4中の番号、以下同様)を除くと、李祥林・樹林(⑧)、趙廷奎・廷福(⑭)、楊源・沢・正(⑳㉑㉒)といった同族結合のグループに限られてくる。

まして李広権・滙源・濡源という他の同族グループの間には、経営規模に大きな格差が存在しており、前述の「沙井村の聴取では金持と貧乏人の間に行われるとあるが、恐らく之は応答者の考へ違ひであろう」という福武氏の指摘は認めがたい。

しかし、ではなぜ農業経営力に格差のある農家間に、畜力交換を中心とする協力関係が生じるのか、あらためて検討することが求められる。

結論を予測して言えば、同一の生活圏としての村落に居住する村民同志に、一種の貧民救済的機能が存在していたのではないかと考えられる。換言すれば生活空間としての「共同体」そのものの維持のために、構成員の生活をも支えようとする伝統的温情主義的機能の存在が要請されていたのではないかとということである。

例えば図4には、1940年段階で「短工」や「長工」として村内で雇傭され、県城で「放脚」(驢馬ひき)をしている孫副について、注記された「新民会の調査では民国27年に趙立民と、28年に王春霖と塔套を行っている」という記述に基づいて図示してみた。孫が果してどの程度の土地を所有していたのか判断材料が乏しく結論は下せないが、王春霖と趙立民は、17円で購入した驢馬を共有する間柄でもあり、両者の「塔套」に貧窮状態にあった孫副が便乗させてもらったということも考えられよう。孫副を救済するような機能は、「看青」の組織化にみられる「共同体」的機能と関連なくしては存在しえない。しかし沙井村の事例を見る限り、仮りに「共同体」維持の機能が存在したとしても、その規制力は緩やかなものであったと思われる。

ところで、「塔套」農家といっても、次々と相手を変えながらも、「塔套」関係を維持する「塔套」に積極的能動的農家(図4では矢印の方向を多くの農家に向けている)と、他の農家から「塔套」の相手とされる消極的受動的農家(図4では矢印を向けられている)の2種に区分される。

特に、複数の農家を相手とする「塔套」農家には、前述の孫副の他に、李祥林・楊永林等が数えられるが、関係成立に積極的な農家としては、相手を

張成・李滙源・郭鳳庭とした李滙源、さらに張永仁・周樹棠・王悦・劉玉を相手とした李広恩があげられる。この2農家はその所有面積が少なく経営規模が比較的小さいことを、共通の特徴としている。

これに対して、李滙源・杜祥・吳殿臣から相手とされた張成、李広恩・吳殿臣の相手とされた張永仁、李広恩・趙廷奎・李清源の相手とされた周樹棠は、共に耕作面積が比較的大きいこと、さらに周は前村長、張永仁は「会首」であり、共に村政の指導者集団に属することが特徴として考えられる。

ここで積極的能動的「塔套」農家である李広恩に注目して、その「塔套」成立過程を追跡してみよう。

李広恩は前述のように「遠縁且つ知人」の劉玉の小作をしているが、この2・3年間は「塔套」もしていた。「(その前は)5・6年間王悦と、その前7・8年間周樹棠と、(さらに)その前はずっと昔から張永仁とした」が、「張の家に役畜が多くなり、当方(李広恩)の畜を借りるの必要が無くなったから」関係が消滅し、周に相手を変更した。しかし「別に感情の疎隔があったわけではない」とあえてことわりながら「周自ら独立してやれるようになったから」周との「塔套」をやめたと説明している。

さらに王悦とやめた理由として「王は自分の親戚と塔套するようになったからだ」という。

「塔套」相手^的の変更^に際し、李広恩の側に相手を変えなければならない客観的状況および主体的意志が無かったこと、むしろ相手側の客観的状況の変化が、関係の中止の引金となったことが確認できる。

つまり積極的能動的「塔套」農家は、彼をとりまく村内外の客観的状況に自己の農業経営の維持を脅かされやすい程の弱い社会的存在であり、そのために労働力交換をしようとする相手を積極的に探しまわらなければならなかったのである。

さて、応答の中には驢馬の共同購入による共同使用の例がいくつか述べられている。

楊永元は、1939年8月「昔から仲の良い村の朋友」である杜欽賢と「購入費の分担、使用方法及び飼養について」のとり決めをして、驢馬1頭を32円で共同購入した。そのうち楊が17元負担したのに対して、杜の負担分は15円であった。「杜が県城に買いに行ったので交通費や手間代をみて析半しなかった」という。

析半で購入したという条件の違いはあるものの、同様の事例は、杜春と杜徳新(⑫)、王春林と趙立民(⑬)にもみられる。

しかし、「塔套」関係が解消される時、共同購入した驢馬をめぐるいかなる問題が発生しうなのか、したのか、判断材料を持ちあわせていないが、前述の積極的能動的「塔套」農家のように相手を探しまわることが少なく、共同購入によって比較的「安定」した関係を保っていることが窺えよう。

前節で紹介したように、「塔套」は単に畜力交換のみならず、役畜使用にあたる人力提供も必要不可欠な条件であるが、交換する労働力とはどの程度の大きさなのか、まとめておく必要がある。

例えば、同族結合の強い楊正・楊沢(⑩)は、それぞれ「春5工、夏5工、秋10工の計20工位援けに行く」関係であるが、もう1人の楊源は(⑨、⑪において)「村長で忙しいから(自らは)行かず、その代りに長工をして右と同じ日数位援けさせる」という。

また呉殿臣と楊春旺の場合(⑫)，1940年に呉は楊の所へ「春6工、夏・冬なし、秋4工、計10工」援助したのに対し、楊は「春6工、夏・冬なし、秋4工、計10工で同数位」の援助をしてくれたという。

従って、楊グループのように農業経営力の同等な同族の組みあわせと、呉・楊のように格差のある異姓の組みあわせの別なく、ほぼ同等の労力交換がなされるのが一般的であったといえよう。

むろん「金持と貧乏人の塔套」の場合、「一家は5畝、一家は50畝の時双方の家から何人位出て助けるか」という質問に対して「5畝の家からは1人、金持の家からは5・6人も出る」という応答もあるが、この場合質問自体が村内における具体例を示した訳でもなく、「金持」の温情主義的貧民救済の理念的姿勢が強調されており、一般的傾向を示す事例とはいえない。

以上まとめてきた事項を参考に、図5に示した居住地域と「塔套」の関係を検討すると、同族同志の場合、同一甲内に編成されていることも多く、いわゆる隣家関係としての意味も含むと思われるが、多くは隣家をとびこえさらに甲という枠も越えて、「塔套」の相手を決定している。従って甲によって「塔套」農家の全農家にしめる割合に、ばらつきが生じているのも特徴的である。

一方、「塔套」を必要としない農家の実情はどうだろうか。

例えば、130畝という村一番の土地所有者であり、その土地を小作に出さず自家経営している張文通の場合、3人の自家労働力の他に3人の「長工」を雇い、大車を保有する他馬・驛馬各1頭を飼養しており、また副村長である息子の張端を実質的指導者として、北京の菓子屋に村民3・40人を出稼せに行かせ(詳しくは次節で説明する)、畜力・農具の保有状況が恵まれていた

だけでなく、多くの人力を把握しうる力を兼ね備えており、特定の農家との間に「塔套」関係を結ぶ必要がなかったと思われる。

また、49・5畝の土地を所有し、さらに5畝の土地を小作する李秀芳の場合、「1牛2驢馬あり。他より助力を求めする必要なく、塔套関係はない。」さらに前述の李広恩の証言によれば、役畜がふえた張永仁は、自家保有労働力で農業生産が可能となり、李との「塔套」の必要がなくなったという。

しかし、自家保有労働力の少なさを「塔套」にではなく、借貸関係によって克服している者もいる。

例えば、李秀芳の附戸であり、張永仁と親しい張慶善は、わずかの土地しか所有せず「役畜はないが他と塔套しない。畜は借りる」と答え、同じく李秀芳の附戸で、冬の出稼ぎによって家計を補っている劉珍も「畜は借りる」と明言している。

張・劉の場合、農業生産はもはや家計補充的役割しか果たしておらず、「塔套」による農業生産力の保障を必要とする程農地を保有できなかったのである。

「塔套しない」と答えた「看青夫」李注源の場合、同族であり農業経営力の大きい李濡源による援助に依拠している面が強い。例えば濡源の家から一年に「1人又は2人で春6工、夏はなし、秋4工位」助けてもらい、畜・大車・小車・日用品を借りるが、反対に注源が出かけて行くのは「春3工、夏は行かず、秋は3・4工行く」とどまり、「世話になっているから毎年、年末には3元位の果物、仲秋節には2元位の月餅を贈るだけで他に謝礼はせぬ」のだが、これに対して濡源は「返礼として肉・鶏・酒を随時よこす」という。

むろん同族の援助といっても、この両者の場合、現在濡源が「会首」、注源が「看青夫」という村政の指導的立場にあることも見逃すことができない。ともかく貧戸李注源は、李濡源の提供した農業労働力によって農業生産の「安定」を計りえたことが理解しえよう。

以上「塔套」の実情について、いくつかの具体例を紹介しながら検討してみた。

そこには、事実村政の中に組織化された「看青」とは違い、あくまで農家同志の個別関係にとどまっている様子が窺えるが、「昔と今とでは、相手や期間が違う」とか、「昔は非常に行われ、今より多かった」というように、外面上形態が同一な農業慣行も、その内実にはいくつかの歴史的過程を併存していることが理解される。旧来の「塔套」は村内を中心として、同族とい

う固定的な枠内において、同等の農業経営力を持つ農家同志の相互扶助という性格が強かったが、1940年前後では、旧来の固定的な枠を越えて相手を求める農家がいる一方、そのような相互扶助の慣行に依拠せずとも農業生産力を維持・強化しうる農家が出現しており、ここに沙井村という華北の一農村においても、当該期の歴史的規定性を持った社会変動の存在を想起せざるをえない。

4. 沙井村の社会変動

『慣行調査』I・II巻を通読すると、調査時前後における小作状況および「蜜供作り」を中心とする組織的出稼ぎに関する記述が多いのに気づく。これら1940年前後に関する静態調査に表われた小作状況および出稼ぎの実情は、言うまでもなく当該地の社会変動とは無関係に存在しえない。

むろん小作制および出稼ぎの検討自体、近代華北農村社会の性格を規定するうえで、必要不可欠の分析的作業の一つであるが、小稿では、華北農村社会の「協同事業」の社会的背景として両者をとりあうかうこととする。

さて、沙井村の「塔套」を農家間の労働力交換という視点から考察するためには、労働力の村外流出である出稼ぎの一般的情况をまとめておくことが求められる。

村長の楊源、「会首」の李濡源・楊潤・村民趙廷奎等の証言によれば、1940年11月で「(出稼人総数は)3・40名。大工・苦力、蜜供製作等で主に北京に行

表4 沙井村からの北京出稼人 (1940年11月)

| 氏名 | 時代 | 場所 | 職種 | 土地所有数(畝) |
|---------|------|-----|------------|----------|
| 張林権 | 3年前 | 北京 | 菓子屋の雇人 | 0 |
| 李広権、李広慶 | 10年前 | " | 装飾人 " | 30 |
| 李方春 | 昨年 | " | ローソク、線香屋 " | 60 |
| 楊慶餘 | 今年 | " | 雑貨屋 " | 30 |
| 楊成 | 昨年 | " | 油、塩販売店 " | 0 |
| 周復興 | 3年前 | 通州 | 石油 " | 30 |
| 楊陞 | 5年前 | 北京 | 油、塩 " | 10 |
| 呉仲伍 | 2年前 | " | 糧物 " | 20 |
| 張守仁 | 20年前 | 牛欄山 | 番頭 | 20 |
| 張樹林 | 2年前 | " | 雑貨屋雇人 | 4 |
| 趙仲 | 今年 | " | 布屋 " | 15 |
| 杜 | 2年前 | 北京 | 布製造 " | 10 |

『慣行調査』I巻91～92頁より作成

く」という。

さらに「北京に行っている者は誰々か」という質問に対する回答をまとめたものが、表4である。しかしこの表には、①蜜供作りに関与している者が明記されていない。②李広権・張守仁については、調査時村落に帰郷していること、北京にでかけたのが10・20年前であったと証言されていることを考慮すると、必ずしも1940年段階の出稼ぎの実情を厳密に表わしてはいないという問題が残る。

その点に留意しながら証言の内容を検討すると、表4には「蜜供作り」のように短期的出稼ぎは含まれていないが、長期に渡る出稼ぎの実情の一端は窺える。『慣行調査』I巻巻末には、1942年2・3月の第5回調査時の結果に基づき作成された『戸別調査集計表』が添付されている。そこに表記された出稼ぎ人数を従業地別に整理すると、北京25名・順義県城5名・その他4名となる。これらの事実には、①I巻巻末の『沙井村民住宅区画図』に添えられた1940年12月調査の人口統計表に出稼人口が男女合計61名とされている②後述するように「蜜供作り」に北京に出かけて行く者が3・40名いるという証言を総合すると、毎年ほぼ30名前後の者が、北京・順義等の商店の店員として長期間村を離れている様子が窺える。

村の貧農であり焼餅屋を副業としている崇文起によれば、彼ら出稼人の多くは青年達であったため、村内に留まっている青年層の絶対数も小さいという。彼ら若者が村を出て行く理由は、「将来の生活を立てるために技術を習う」ためであり「それには10年位かかる」という。

1940年前後の沙井村には、青年層が滞住して主体的に農業生産に関与しえる魅力と客観的に就業しえる機会が欠けている。換言すれば農業における再生産の道が閉ざされていた。

事実、村外での経済活動による畜財を基礎に土地集積を実行しえたのが、村内最大の土地所有者張文通・瑞父子であった。父の文通は、1940年すでに80才近い老人となっていたが、50年前頃より北京前門大街にある『正明齋』という商店に村民をつれて行き、「蜜供⁽⁶⁰⁾(ミーケン)」というメリケン粉のかりん糖作りに従事させたという。さらに文通は『正明齋』の「大頭児」となり、毎年旧9月10日頃より正月2日まで、村内より30数名ほどを同行させ、「普通3・40元、最高は50元位」の収入を獲得させた。

現在では息子で副村長の張端が事実上の責任者となり、村民をひきつれて北京へ行くという。「蜜供作り」の親方として収益をあげた張父子が、土地を集積して村内一の土地所有者となり、雇農を使って農業経営に従事してい

ることは、沙井村の農業生産関係のうえから注目に値いする事例といえよう。⁵⁹

一方、やはり農閑期に劉副は、張父子とは別の店舗の「小頭児」となり村民を「蜜供作り」につれて行った。また李広徳は北京の哈達門外花市にある店の「大頭児」となり、1941年⁶⁰沙井村より4・5名、他村より2名をつれて行ったという。

農閑期に現金収入を求めて張父子等について出稼ぎに行く農民に「北京に行くのだから楽しみにしている者が多い」のも当然だろう。もはや彼らにとって出稼ぎは、生活の再生産にとって必要不可欠な経済活動となっている。いうまでもなく沙井村民の中に長期および短期の出稼ぎが多く存在するという事実は、農家経済全体からしてみれば、村内での農業生産の他に、村外に別の生産基盤が形成されたことを意味する。その結果、農民にとって農業生活活動そのものの持つ意味にも変化が起きたと考えられる。

従って農民の相互扶助的労働力交換という旧来と同一の型態をとる「塔套」も、その運用範囲および個々の農家における農業生産上の意義も変更していったと考えられる。

次に1940年前後の沙井村における小作制を概観してみよう。表5は李濡源⁽⁷⁷⁾の子李広志と張端および杜祥の応答を基に作成されたものである。1912年か

表5 沙井村における小作戸数

| 年 | 全村戸数 | 自作 | 純小作 | 自小作 | 夥種 |
|------|-------|------|------|-------|-----|
| 1912 | 50 | 約 30 | 8~10 | 10~12 | 1~2 |
| 16 | 56~57 | 36 | 10 | 10余 | 1~2 |
| 21 | 60 | 38 | 11 | 11 | 0 |
| 26 | 63~64 | 約 28 | 11 | 24 | 0 |
| 31 | 65~66 | " 28 | 7~8 | 30 | 0 |
| 36 | 67~68 | " 29 | 7~8 | 30 | 1 |
| 37 | 67~68 | " 29 | 7~8 | 30 | 1 |
| 38 | 67~68 | " 29 | 7~8 | 30 | 1 |
| 39 | 68~69 | " 30 | 7~8 | 30 | 3 |
| 40 | 69 | 31 | 7~8 | 30 | 3 |

『慣行調査』II巻72頁。

らの小作状況の歴史的变化を辿れば、①全戸数の中で自作の占める割合が20年代後半より減少している。②純小作もやはり20年代後半より減少し、わずかに1割強にすぎない、③これに対して自作および純小作の減少分だけ自小作

が増加し、調査時では全戸数の半分近くを占めるようになっている。

沙井村での小作料納入型態の8割以上は「租種」とよばれる前納制の金納型態であるが、残りは収穫物を地主・小作人が折半する「夥種」である。但し表5において1939・40年「夥種」が増加したのは、「水害のため小作人が⁶⁵銭前納し得なくなったため」とされており、物納より金納が一般的であることは否定できない。しかし「近年（地主が）茎稈（燃料）ほしさに夥種（にするケース）が多い」とか「最近夥種が多いのは食糧が高くなったから」という応答もあり、農村経済の変化を反映して小作制をめぐる流動的現象がおきている。

さて、⁶⁶沙井村の小作制の特徴をまとめると村外地主が多いことがその第1にあげられる。前述したように130畝という村内最大の土地所有者張文通・端父子は、集積した土地を「雇工経営」しており、村内に地主らしき人物はみうけられない。従って沙井村民は、「紹介人」という小作を斡旋仲介する人物によって、村外に地主を求めている。実際沙井村民にとっての地主として『慣行調査』Ⅱ巻小作篇所収の「小作に関する戸別調査」に登場する人物は、順義県域に居住する県の財政科長言緒、同じく県域に住む教員何長源・張義臣等である。

例えば、言緒は張守俊・杜祥・張麟富に9畝ずつ、杜春と杜徳新に4・5畝ずつ「租種」させている。何長源は杜春に4・5畝「租種」、杜祥に7畝「夥種」、張義臣は劉長春に10畝、傅菊に14畝「租種」させ、沙井村の地主・小作関係に大きな役割を果たしている。そして彼らが県政の一端を担っているという事実は興味深い。

ところで、地主と小作人の紛争は、「租種」「夥種」の別なくほとんど発生せず、地主の経済的強制を含めて小作人への干渉はないと応答されている。いわば隷属関係の稀薄なむしろ契約関係としての地主制が描かれている。だが、⁶⁷小作期間は近年特に「1年きりのが多い」状態であり、10月中旬以前、特に8月頃に「紹介人」を通して更新の意志を伝達しない限り、地主によって一方的に小作関係を立ち切られてしまう。

さらに注目すべきことに次のような事例がある。「今年（1940年）収穫後はなかなか地主が小作に出さない」「（地主は小作に出さないで）自耕するか又は高額小作料を出す者に貸す」つまり、地主の側からすれば「農産物価格が高いから小作に出すのを嫌い、できるだけ自耕するようになり、小作人からしてみれば「小作料が高くなるのでやめるのが最も多い」状況が展開している。まして「（1940年度は）小作戸数は減らないが、小作畝数が減った。

何故なら小作料が高くなったから面積は総じて減少した」という応答とあわせて検討すると、小作経営規模も縮少していることが理解できる。

このような社会状況は農民の中に「端牽」をひきおこしている。⁶⁰「端牽」とは、「近頃は小作地を得るのに競争激しく、第三者は主として夜秘密裡に紹介人を通じ又は自ら地主に運動し高い小作料で借り取ってしまう」⁶¹ことであり、いわば小作権の争奪をめぐる抜駆的行為さえおこなわれていた訳である。

沙井村における小作関係は、口頭契約が多く、また契約外関係として私的な手伝いや礼品を贈る必要がないと応答されており、前述したように身分的隷属関係の稀薄な、かつ自由な契約というイメージをいだかれやすい。

しかし、旧来の小作地の需要と供給のバランスがくずれた1940年前後において、地主は小作人を決定する際の建前として、「同族・親戚の者に対し優先的に貸す」としながらも、結局は「金を多く出す者に貸す」ことになる。従って「会首」の楊潤が「妙案ではないが」とあえてことわりながら「(小作人が小作を永く続けるために)季節の贈物、例えば甘藷・落花生・白菜・卵等を届ける(と良い)」⁶²と語ったことも頷ける。

もちろん地主の側も、⁶³分家や冠婚葬祭費捻出のため土地を「出典」しなければならぬ状況においこまれていることも事実だが、「近年は地主の土地が鉄道又は道路用地に収用され、そのため所有面積にゆとりがなくなり小作に出さぬようになったのもある」という応答から、当該期の華北農村が日本軍の占領下にあったという政治状況を反映した経済変動にまきこまれていることが理解される。

小作制に関する応答は、1940年前後の沙井村農民が相対的に貧窮化していく過程を端的に物語っている。従って「塔套」成立の背景には、たとえ「防衛的消極的」であっても、村落レベルに組織しえず、個々の農家間の関係にとどまったとしても、自己の農業生産の維持・強化を計ろうとする農民の実情があったといえよう。

註

- (1) 1946年、大雅堂。但し小稿においては東大出版会『福武直著作集』第9巻、1976年を使用した。
- (2) 福武前掲書460頁。
- (3) 同上書461-462頁。
- (4) 同上書461頁。

- (5) 福武前掲書493頁。
- (6) 同様の農業慣行が沙井村以外の順義県下の村、例えば東府村では「夥養活」、王泮荘では「打具」、小店村では「插伏空地」、北務村では「插伏種地」とよばれている(『慣行調査』I巻161-162頁)。
- (7) この問題点については拙稿「『中国農村慣行調査』と中国史研究」(『歴史学研究』484号)に簡単に述べておいた。
- (8) 『慣行調査』I巻105頁。
- (9) (10) 同上書I巻121頁。
- (11) 同上書I巻105頁。
- (12) 同上書I巻118頁。
- (13) 同上書II巻214頁。
- (14) ()内は引用者が質問・応答を参考にまとめた文章であり、原文そのものではない。
- (15) 『慣行調査』I巻106頁。
- (16) 同上書II巻15頁。
- (17) 同上書I巻105頁。
- (18) 同上書I巻222頁。
- (19) (20) 同上書II巻149頁。
- (21) 同上書I巻106頁。
- (22) 同上書I巻120頁。
- (23) 同上書I巻222頁。
- (24) 同上書II巻16頁。
- (25) 同上書II巻41頁。
- (26) 同上書II巻30頁。
- (27) 同上書II巻113頁。
- (28) 同上書II巻117頁。
- (29) 福武前掲書461頁。なお「塔套」には「親しいとともに財産の均合が必要」と主張する戒能通孝『北支農村に於ける慣行概説』(東亜研究所、昭和19年)も同様の見解をとっているといえよう。
- (30) 『慣行調査』II巻3頁。
- (31) 同上書II巻30-31頁。
- (32) 同上書II巻33頁。
- (33) 例えば『慣行調査』II巻149頁楊潤の応答を参照。
- (34) 『慣行調査』II巻17-18頁。
- (35) 同上書II巻57頁。
- (36) 同上書II巻16頁。
- (37) 同上書II巻52-54, 92頁。
- (38) 同上書II巻110-111頁。

- (39) 同上書II巻31頁。
- (40) 同上書II巻3, 111頁。
- (41) 『慣行調査』II巻26頁。
- (42) 同上書II巻16頁。
- (43) 同上書II巻57頁。
- (44) (45) 同上書I巻91頁。
- (46) 同上書I巻153頁。
- (47) 同上書I巻92頁。
- (48) 同上書I巻56頁。なおII巻23頁では31年と記述されている。しかしI巻56頁は該当村民の応答なので張文通の実情に近い証言だと思う。なお「蜜供作り」には6・70年の歴史があるという(II巻98頁)。
- (49) 同上書VI巻505頁。旗田氏によれば「いろいろな形のもの」があったが「不細工なもの」であり幼方直吉氏は「うまくないものだね」と語っている。
- (50) 同上書I巻98頁。なお村外をあわせると5・60名にのぼるといふ(II巻23頁)。
- (51) 同上書II巻23頁。
- (52) 同上書I巻98頁。
- (53) 同上書II巻72-73, 92頁。応答には張の雇傭する「長工」の実情が詳しく報告されている。また、近年の沙井村では賃金の安い「長工」より収入の多い「短工」が好まれるという。この点からも張の農家経営には注目すべきだろう。
- (54) 同上書II巻5頁。
- (55) 同上書II巻56頁。
- (56) 同上書II巻80頁。
- (57) 同上書II巻81頁。
- (58) 沙井村の小作制を検討する場合、当地の多くがかかって「旗地」であったという問題を避けることができない。当然民国期の「官旗産整理」の実態把握が求められる。さらに小作人の中には「公会地」「香火地」の土地を耕作している者もいる。総合的考察が求められるが別稿に譲ることとする。
- (59) 表1 沙井村戸別調査集計を参照。
- (60) 『慣行調査』II巻83-86頁。
- (61) 同上書II巻74-76頁。
- (62) 同上書II巻72頁。
- (63) 同上書II巻74頁。
- (64) 同上書II巻72, 75頁。
- (65) 同上書II巻75頁。
- (66) 同上書II巻122頁。
- (67) 同上書II巻126頁。
- (68) 同上書II巻74頁。

結

旗田氏の研究によって、沙井村における「看青」も華北農村の「多数の農民を結集した協同活動」として位置づけられた訳だが、小稿は不十分なから『慣行調査』を分析し、沙井村における「看青」が、「会首」を中心とする村落支配構造と連関して成立していることについて若干の論究を試みた。また従来の研究ではほとんどとりあげられなかった「塔套」について、農家の相互扶助的な「共同関係」としてまとめてみた。実際、1940年前後の沙井村における農業生産に関する「共同関係」は、現象面を見る限り、「看青」ほど村落レベルにまで組織化されておらず、活発に機能しているとは言い難い。しかしそれは、当該期の華北農村の社会変動の中で、農民が「種々なる協同関係」をめぐるかような現象型態をとらざるをえない状況が展開していることを物語る。

従って華北農村に代表的な「共同関係」としての「看青」と、微弱ながらも村民の約半数が何らかの形をとって関与する相互扶助的な「共同関係」としての「塔套」は、村落構造の把握という点からすれば切り離されるべきではなく、統一的に理解されるべきである。

しかし、統一的理解のためには、『慣行調査』所収の他の調査村落における「共同関係」に関する事例をとりあげ、比較検討することが求められるが、それは今後の課題とし、とりあえず沙井村の「共同関係」についての若干の整理を試みて小稿のまとめとする。

第1に、「看青」「塔套」という2種の「共同関係」は、華北農村の変動過程において歴史的社会的存在として農村に存続している農業慣行である。しかし「看青」は「治安」に関与する内実を伴うために、村落の支配権力構造の中にくみこまれて機能しているのに対し、農業生産に関する「共同関係」であるために、「塔套」は個々の農家間の個別関係として分断された状況にある。むろん両者とも農村の貧窮化・零落過程において存立することを共通点としており、外面的には旧来の「共同関係」と同一の型態をとる。そのためしばしばその歴史的連続性が強調された嫌いがあった。しかし個別事例を分析すれば、同一性を保ち続けているかのように見えても、その内面には複合的重層的な農民の存在状況が反映していることが理解される。しかし農民自身にとって「共同関係」それ自体の概念も不統一のまま使用されている。そこに理論的混乱の一因がある。

第2に、変動する農村経済の中で、旧来からの村落指導者たる「会首」層

は、張父子のような新興の実力者をとりこみ、旧来の「自生的伝統的自治組織」のリーダーとしての体裁を保ち、農村における支配力の維持・強化のために「共同関係」の一つである「看青」を利用している。しかし農村社会の変動の中でもはや農業生産に関する「共同関係」を組織・統一するだけの経済的实力を保持しえず、個々の農家の個別関係に委ねざるをえない。従って社会変動にまきこまれた自家経営力の小さな零細小農は、ますます農業労働力を確保することが困難となり、相手を変更しながらも労働力交換という旧来の農業慣行を基礎とした農業経営に依存している。そこには農業の拡大再生産を可能とするだけの農業経営力は確保されず、かろうじての現状維持ないし没落の防止といった文字通りの「防衛的消極的」な「共同関係」が存在する。

それは比較的安定した自家経営力を保持しながらも、零細小農の農業生産を保障しえない「会首」が、「共同体」的結合なくしては村落支配を実施しえないことを物語る。従って仮りに旧来の支配権力に代って、いかなる形をとるにせよ新しい権力によって、農民の農業生産の保障を裏づける組織化が進行し、農民が零落過程から解放されれば、「共同関係」の意味も変わってくる。しかし『慣行調査』を見る限り、少くとも表面的にはそのような動向は、1940年前後の沙井村に現出していない。

第3に、上記のことと関連して中嶋嶺雄氏や小口彦太氏が提起した社会主義中国における伝統的諸要素について考察するためには、中国近現代史研究として、中国共産党による社会主義化の中味の検討が必要となる。特に1949年以前、共産党が農業における再生産を確立し、農民の生活を保障しえる課題をどのような形で提起しえたのか、その提起が農民にいかなる内実を伴ったものとして受けとめられたのか、明らかにすることが、現代中国における農業集団化を再考する際の一つの指針となる。

第4に、前述したように「共同関係」はまさしく歴史的社会的関係であり当該期の社会条件の変化によって農村社会における機能・役割にも変化が生じる。この点からすれば福武氏が語る農民が「利害打算にもとづく合理的授受的性格」を帯びることも、現象型態として農村社会の実情の一端を説明しているにすぎない。当然沙井村の「共同関係」の中に、「非合理的非打算的」側面を全て否定することはできない。

今後さらに「解体」しつつあるも消滅しえない、華北農村における農業生産に関する「共同関係」の実態を究明していくことが必要となる。そこから改めて「共同体」の物質的条件が何なのか論証されるべきであろう。

(1982. 7. 25成稿)